



平成27年4月30日

高山市長 國島芳明

資産等補充報告書及び関連会社等報告書の作成について

政治倫理の確立のための高山市長の資産等の公開に関する条例（平成7年高山市条例第11号）第2条第2項及び第4条の規定に基づき資産等補充報告書及び関連会社等報告書を別紙のとおり作成しました。

資 産 等 補 充 報 告 書

高山市長 國 島 芳 明

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

・ 預金

預金の総額	_____ 円
-------	---------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	_____ 円
-------	---------

(注) 普通貯金を除く。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・ 自動車

種	類	数	量
/			
/			
/			
/			

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他を記入する。

・ 船舶

種	類	数	量
/			
/			
/			

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種	類	数	量
/			
/			
/			
/			

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	_____	円
--------	-------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	_____	円
--------	-------	---